

大口町告示第5号

尾張都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第5条第1項の規定に基づき、賦課対象区域を次のように公表する。

令和2年2月13日

大口町長 鈴木 雅博

1 賦課年月日

令和2年3月1日

2 負担区の名称

第3負担区

3 賦課対象区域

丹羽郡大口町大御堂一丁目、大御堂二丁目、丸一丁目、丸二丁目、
大屋敷一丁目、大屋敷二丁目、奈良子一丁目、奈良子二丁目、高橋一丁目、
御供所一丁目、堀尾跡一丁目の各一部

4 賦課対象区域の地籍

236,000平方メートル

区域図

1:20,000地形図

大口町全図

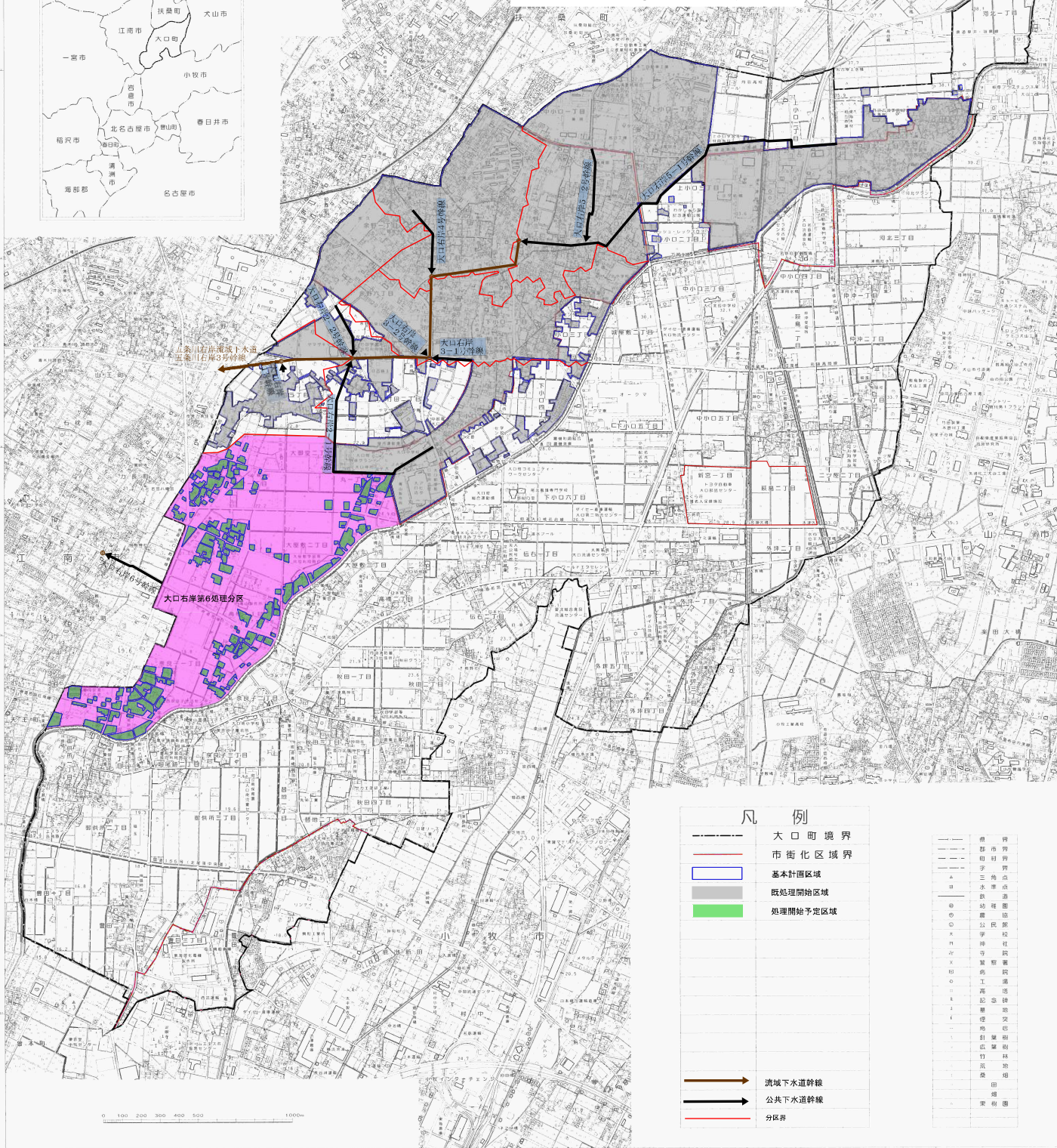


位置図



五条川右岸流域下水道 処理開始区域図

大口右岸第6処理分区



凡例

- 大口町境界
- 市街化区域界
- 基本計画区域
- 既処理開始区域
- 処理開始予定区域
- 流域下水道幹線
- 公共下水道幹線
- 分区界

- 郵便局
- 公民館
- 学校
- 神社
- 病院
- 公園
- 体育館
- 図書館
- 公民館
- 児童館
- 老人福祉センター
- 子育て支援センター
- 生涯学習センター
- 市民会館
- 市民ホール
- 市民体育館
- 市民図書館
- 市民公民館
- 市民交流センター
- 市民活動センター
- 市民憩いの場
- 市民交流センター
- 市民活動センター
- 市民憩いの場

「この地図製図は、大口町の委託を受けて、関係行政の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図製図は、大口町の委託を受けて、関係行政の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図製図は、大口町の委託を受けて、関係行政の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」
「この地図製図は、大口町の委託を受けて、関係行政の都市計画基本図を使用し、調製したものである。」

大口町図面課作成

平成18年 3月作成
平成17年 6月 更新
平成17年10月 最終確認